仙台市監查委員公告第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による請求について,同条第5項の規定により監査を行ったので,その結果について次のとおり公表します。

令和4年12月1日

仙台市監査委員 舩 山 明 夫 同 須 藤 裕 州

同 岩 渕 健 彦

同 鎌田城行

第1 請求のあった日

令和4年10月5日

第2 請求人

1名

第3 請求の内容(請求書原文のとおり)

1. 請求の要旨

仙台市長は仙台市教育委員会の教育長に対して令和4年9月21日に83万円の給与の支払い負担行為及び支出命令を行った。

市長が行った本件支出決定は、違法かつ不当である。その理由は以下である。

同年,7月6日に「人間の動きではない」等の暴言,不適切な指導事案の被害生徒の保護者が事案の再調査等を求める要望書を提出した。9月29日に要望書への回答を教育長名で「要望書に対する回答」として文書で行った。「要望書に対する回答」では、保護者の求めていた再調査を行うことは否定されていた。これは、看過し得ないほど著しく合理性を欠いた不作為であるから、市長は、予算執行の適正確保の見地から市教育委員会の独立した権限を犯さない範囲内で、市教育委員会に対して協議を求める等の適正な職務上の義務を誠実に実行し(地方自治法138条の2)本不作為を解消すべきであるにも関わらず、それを怠ったまま、本件支出決定が行われことになる。

よって,教育長らの不当な行為を前提とした市長の本件支出決定は,地方

公共団体の長たる市長が,職務上負担する財務会計法規上の義務に違反して 行った違法かつ不当である,本件支出決定は市に損害を生じさせている。

2. 請求項目

仙台市監査委員に対し、本件支出決定によって仙台市の被った損害を補填 し、本件支出決定と同様の支出が将来的に続くこと防止又は是正し、本件不 作為を解消するため、必要な措置を講ずるべきことを請求する。

[事実を証する書面]

要望書に対する回答(教育委員会教育長発出令和4年9月29日付R4教 教教第1989号)

(注) 事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 請求の受理

本件監査請求は、令和4年10月5日付でこれを受理した。

第5 地方自治法第242条第4項に基づく停止勧告の可否

請求人は、教育長に対する給与について、令和4年9月21日分と同様の支 出が将来的に続くことを防止するよう求めており、地方自治法(昭和22年法 律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき当該支出を停止する よう勧告すべきかにつき検討した。

請求人は、「教育長らの不当な行為を前提とした市長の本件支出決定は、地方公共団体の長たる市長が、職務上負担する財務会計法規上の義務に違反」して行ったものであるとしている。しかしながら、請求人のいう「財務会計法規上の義務」の内容が必ずしも明瞭であるとは言えず、将来の同様の支出が、違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められない。また、本市にとって回復の困難な損害を避けるために緊急の必要があるとも認められないことから、同項に基づく停止勧告は行わないことを決定した。

第6 監査の実施

本件監査請求について, 法第 242 条第 5 項の規定により, 次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は請求の要旨の補足として概ね以下のような陳述を行うとともに、被害生徒が入部したテニス部所

属の生徒を対象に学校が実施したアンケート調査の結果の写し等の新たな証拠の提出を行った。

アンケート調査の結果に、「英語の時間に『Soft』という単語がいえず、『退部だな』と言われた」という記載がある。当該アンケート調査はテニス部に所属している生徒に対し行われたものであるが、これはテニス部所属の生徒が当該教諭の授業を受けていた際に不快に思った当該教諭の発言として記載されたものである。

本来,学校は,アンケート調査の対象をテニス部所属の生徒だけではなく, 当該教諭の授業を受けていた生徒にも広げ,当該教諭の授業中の言動や不適 切な指導の有無を調査すべきであった。また,他の教員へのアンケート調査 も行うべきであったが,それらの調査は実施されていない。こういった一連 の調査が不十分であるとして,保護者は再調査を求めたのである。

教育委員会からの回答においては、懲戒処分を行う上での調査は既に行ったとして、保護者の求める再調査はしないと説明された。保護者は、懲戒処分を行う上での調査ではなく、真相を知りたい、何があったのか調べて欲しいという趣旨で再調査を求め、アンケート調査の対象も絞らないで欲しいとお願いをしたのだが、懲戒処分を行う上での調査は既に行ったという説明が繰り返されるだけであった。こうした教育委員会の対応は極めて誠意を欠いている。現在でも当該教諭の授業中の言動は不明のままであるのに令和4年9月29日に再調査をしないという回答書を示したことは極めて不作為である。

市長は、こうした状況をそのままにして教育長への給与の支払いの負担行 為と支出命令を行った。これは、職務上負担する財務会計法規上の義務に違 反している極めて不当なものであり、必要な措置を求めたい。

なお,市長が職務上負担する財務会計法規上の義務の内容は,再調査を行わないという教育長の不作為を解消すべき義務である。

- (注) 新たな証拠の種類及び内容については、この監査結果への記載を省略した。
- 2 監査の対象部局総務局及び教育局
- 3 陳述を聴取した職員 総務局長,同局次長,人材育成部長,労務課長
- 4 監查対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、市長が、再調査を行わないという教育長の 不作為を解消せずに、教育長に対する給与を全額支給することが違法又は不当 であるかを監査対象事項とした。

第7 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。 本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過

監査の結果,以下の事実を確認した。

(1) 教育長が被害生徒の保護者からの要望に応じなかったことについて ア 令和4年7月6日

請求人が証拠としてその写しを提出した「中学教諭の暴言・行為により生徒が精神疾患を発症し登校できない状態にある事案に関する要望書」を、当該生徒の保護者(請求人が提出した要望書の写しは個人情報への配慮のためか、提出者に関する情報が消されたものであったことから教育委員会に確認を求め、当該保護者から提出されたものであることを確認した。)が市長、教育長及び当該生徒が在籍する中学校の校長あてに提出し、「再調査と原因の究明、再発防止策制定」等を求めた。

イ 令和4年9月29日

上記要望書に対し、教育委員会教育長名による「要望書に対する回答」と題する回答文書(その写しも請求人により提出されている。)によって、当該保護者へ回答がなされた。当該保護者の求めた再調査については、「本事案に関しては、懲戒処分に係る必要な調査はすでに行っているものと考えておりますが、現在、再発防止に向けて、本事案への対応に関する検証を開始したところであり、そうした中で当該教諭や学校に改めて確認をしてまいりたいと考えております」との回答がされていた。

(2) 教育長への給与の支給について

普通地方公共団体は教育長に給料を支給しなければならず(法第 204 条第 1 項),給料の額及びその支給方法は条例で定めなければならないとされている(法第 204 条第 3 項)。本市においては、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例(昭和 31 年仙台市条例第 35 号。以下「特別職給与条例」という。)により、教育長の給与の支給について定められている。

特別職給与条例第8条第3項により教育長の給料月額は83万円とされ,月の初日以外の日に教育長になったときと,月の末日以外の日に退職したときについては,特別職給与条例第11条により,給料を日割りによって計算する

とされている。

給料の支給日については、特別職給与条例第13条第1項により、一般職の職員の例によるとされ、一般職の職員について定めた職員の給与に関する条例(昭和26年仙台市条例第65号)第8条第1項及び職員の給与に関する規則(昭和49年仙台市規則第45号)第3条第1項により、毎月21日(その日が祝日等の休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)と定められている。

また,教育長には関係諸規定により給料のほかに地域手当(月額49,800円。 給料と同日に支給される。),通勤手当及び期末手当が支給されることとなっ ているが,現教育長は通勤手当の受給要件を満たさないため通勤手当は支給 されない。期末手当は毎年6月30日及び12月10日に支給されることとなっ ている。

以上から, 現教育長に対して毎月支給される給与は, 給料及び地域手当である。

教育長の給与は、毎月、他の本市職員の給与と合わせて資金前渡取扱者である労務課長に対して支出され、労務課において、各種控除を行った後、控除後の額が教育長の指定口座へ振り込まれることとなっている。

現教育長に対する給与の支給は、以下のとおり処理されていた。

ア 令和4年9月分給与

- (ア) 令和4年9月14日 労務課長による支出命令 ※5,792,333,115円の支出命令がなされ,このうち879,800円(給料830,000円,地域手当49,800円)が教育長に対する給与であった。
- (イ) 令和4年9月14日 会計管理者による支出命令の審査
- (ウ) 令和4年9月21日 資金前渡取扱者である労務課長への支出
- (工) 令和4年9月21日 振込
- (オ) 令和4年9月21日 精算(残金がなく戻入なし)

イ 令和4年10月分給与

- (ア) 令和4年10月17日 労務課長による支出命令 ※6,149,224,758円の支出命令がなされ,このうち879,800円(給料 830,000円,地域手当49,800円)が教育長に対する給与であった。
- (イ) 令和4年10月17日 会計管理者による支出命令の審査
- (ウ) 令和4年10月21日 資金前渡取扱者である労務課長への支出
- (エ) 令和4年10月21日 振込
- (オ) 令和4年10月21日 精算(他の職員分に係る残金13,968円を戻入) ウ 令和4年11月分給与
 - (ア) 令和4年11月15日 労務課長による支出命令 ※5,875,604,930円の支出命令がなされ、このうち879,800円(給料

830,000円, 地域手当49,800円) が教育長に対する給与であった。

- (イ) 令和4年11月16日 会計管理者による支出命令の審査
- (ウ) 令和4年11月21日 資金前渡取扱者である労務課長への支出
- (エ) 令和4年11月21日 振込
- (オ) 令和4年11月21日 精算(他の職員分に係る残金253,582円を戻入)

2 理由

請求人は,請求書において,教育委員会が保護者の求める再調査を行わないと回答したことに関し,「市長は,予算執行の適正確保の見地から市教育委員会の独立した権限を犯さない範囲内で,市教育委員会に対して協議を求める等の適正な職務上の義務を誠実に実行し(地方自治法 138 条の2)本不作為を解消すべきであるにも関わらず,それを怠ったまま,本件支出決定が行われ」たとし,本件支出決定は,市長が「職務上負担する財務会計法規上の義務に違反して行った違法かつ不当」なものであると主張する。

請求人の主張する「市長が職務上負担する財務会計法規上の義務」の内容が 必ずしも明瞭ではないと考えられたことから,請求人の陳述の機会において請 求人に質問したところ,請求人からは「再調査を行わないという教育長の不作 為を解消すべき義務である」旨の回答がなされた。

教育長の給料の額は、特別職給与条例により月額83万円と定められており、 就任又は退職が月の中途であった場合に日割りによって支払う旨が定められ てはいるものの、それ以外の場合に給料を減額する定めはなく、毎月、定日に、 その全額を支給することとされている。

それからすると、教育長の不作為を解消するために協議等を行うかどうか、 さらにはその協議等の結果とも関わりなく、市長には、特別職給与条例その他 の関連諸規定の定めに従って、教育長に対し給与を支給することが義務付けら れているのであるから、「再調査を行わないという教育長の不作為を解消すべ き義務」が、財務会計法規上市長に課された義務であるとは認められない。

また,前記1(2)ア,イ及びウに掲げる各月分の教育長の給与は特別職給与条例等に基づき算定された額であり,支出手続きについても会計法規に基づき適切に処理されていることが確認された。

したがって,前記1(2)ア,イ及びウに掲げる各月分の教育長の給与の支出 が違法又は不当であるとは認められない。

以上のことから,本件監査請求には理由がないものと認め,これを棄却するの が相当と判断する。